

山江村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

第3期 令和5年度 ～ 令和9年度

（2023年度～2027年度）

令和5年3月

山江村

【計画履歴】

1. 第1期計画 平成20年（2008年）3月策定
2. 第2期計画 平成31年（2019年）1月策定
3. 第3期計画 令和5年（2023年）3月策定

第1章 基本的事項

1 計画の目的

山江村役場の事務・事業に伴う温室効果ガス排出の抑制、グリーン購入等の推進、省資源・省エネルギー行動を職場全体で実行することにより、環境負荷の低減を図ります。

また、山江村役場が率先して取り組むことにより、村民及び事業者の環境問題及び温室効果ガス排出抑制の関心を高め、省エネルギー行動を促すことを目的とします。

2 計画の位置づけ

本計画は「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「温対法」という。）第21条に基づく「地方公共団体実行計画」であり、山江村役場の事務・事業に伴って排出される温室効果ガスの削減を図る取組を定めた計画です。

3 計画の期間

本計画は、令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間とします。

※ 基準年度は国の「地球温暖化対策計画」の基準年度に合わせて、平成25年度とします。

4 計画の対象と算出方法

(1) 対象物質

本計画で対象とする温室効果ガスは、温対法第2条第3項に規定されている7種類のうち二酸化炭素（CO₂）のみとします。

(2) 対象範囲

本計画は、山江村役場が実施する事務・事業のすべてを対象とし、対象施設は下記の通りとします。

(表1)

課・事務局等名	管理施設等
総務課	役場庁舎、防災無線施設、防犯施設
企画調整課	自然休養村管理センター、丸岡公園関連施設、公衆トイレ（淡島・大川内・下城子）、淡島ゲストハウス、ほたるの荘、石倉（農産物貯蔵施設）
建設課	簡易水道施設、農業集落排水施設、村営住宅関連施設
産業振興課	農村環境改善センター、畜産センター

税務課	なし
健康福祉課	福祉保健センター、ふれあいパークみのぼる
議会事務局	なし
農業委員会事務局	なし
会計室	なし
教育委員会	山田小学校、万江小学校、山江中学校、青年婦人会館、歴史民俗資料館、山江村体育館、万江コミュニティセンター、古代の杜公園

(3) 算出方法

①温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガスの算定は、電気・燃料の使用量等に排出係数を乗じて温室効果ガスの排出量を求めます。

使用量	×	排出係数	=	各エネルギーの温室効果ガス量 (CO ₂)
-----	---	------	---	-----------------------------------

※ 別紙「排出係数」を参照ください。

第2章 山江村役場の温室効果ガスの排出等の現況

1 平成25（基準年度）年度及び令和3年度の温室効果ガスの総排出量

山江村役場の平成25年度及び令和3年度の事務事業における基準年度の二酸化炭素排出量は、下記表2・3の通りです。

(表2)

平成25年度（基準年度）における温室効果ガスの総排出量の実態		
	年間使用量	排出量（t-CO ₂ ）
電気	1,844,320 kwh	1,104.7
灯油	30 l	0※
ガソリン	13,830 l	32.2
軽油	10,150 l	26.5
LPGガス	70 l	0.3
総排出量		1,163.7

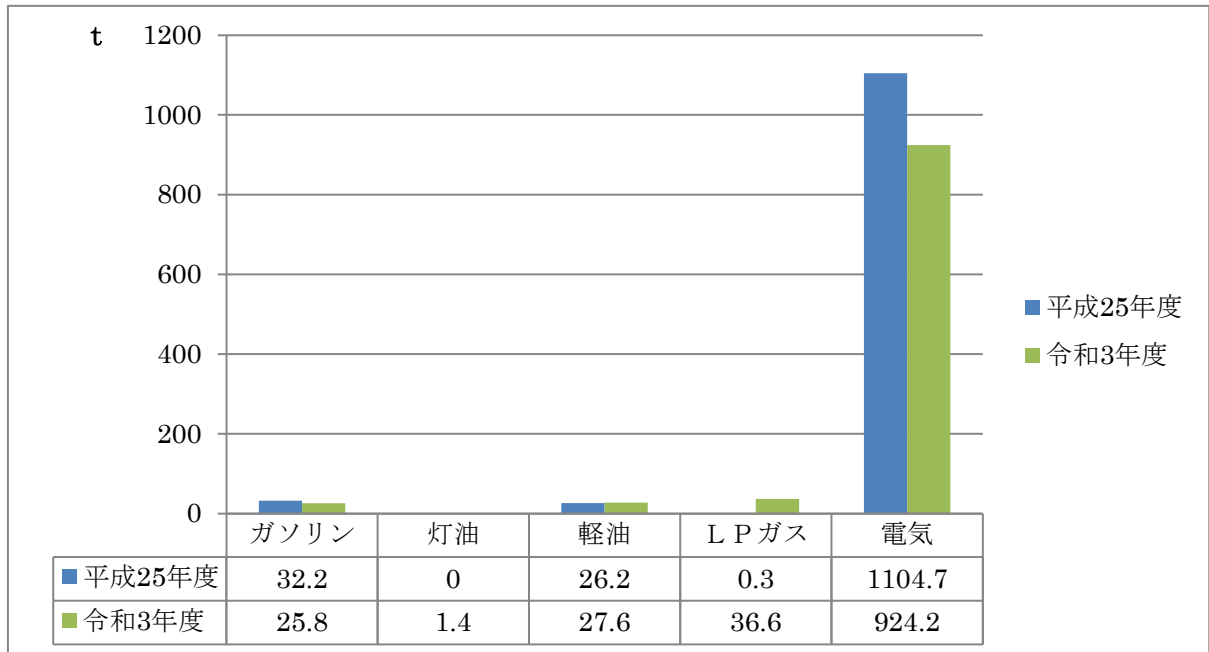
※少量のため、0表記となっています。

(表3)

令和3年度（基準年度）における温室効果ガスの総排出量の実態		
	年間使用量	排出量（t-CO ₂ ）
電気	1,929,432 kwh	924.2
灯油	546 l	1.4
ガソリン	11,187 l	25.8
軽油	10,720 l	27.6
LPGガス	6,153 l	36.6
総排出量		1,015.6

2 平成25（基準年度）及び令和3年度の排出要因別の温室効果ガスについて

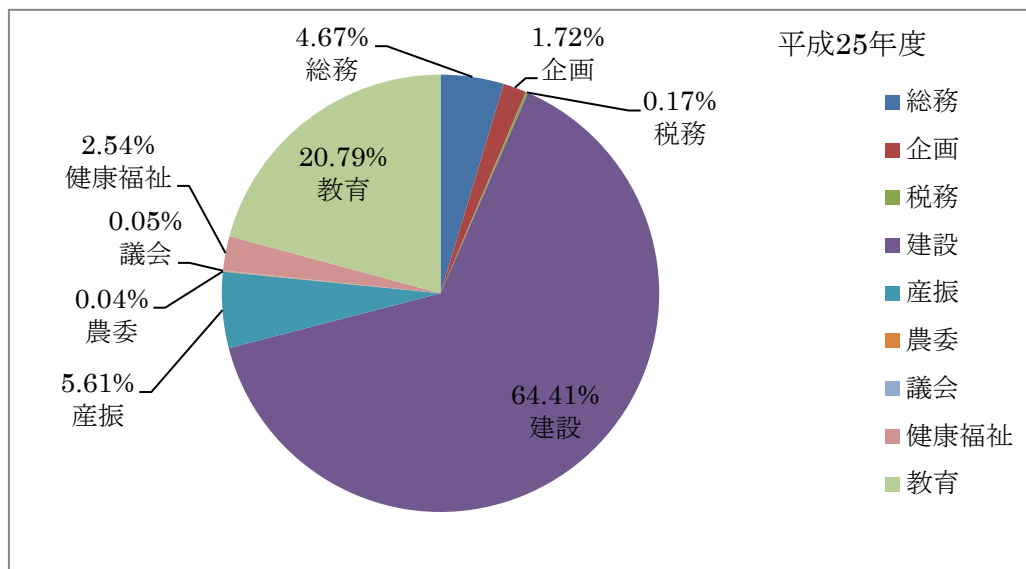
(図1)



3 平成 25 年度（基準年度）及び令和 3 年度の各課局別の温室効果ガスの排出割合

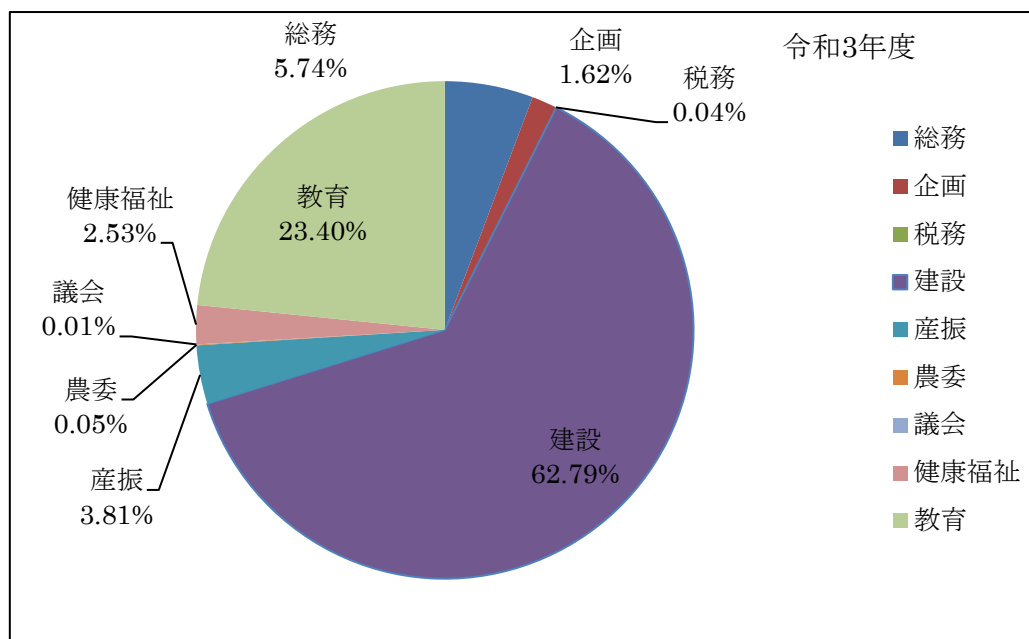
【平成 25 年度の排出割合】

（図 2）



【令和 3 年度の排出割合】

（図 3）

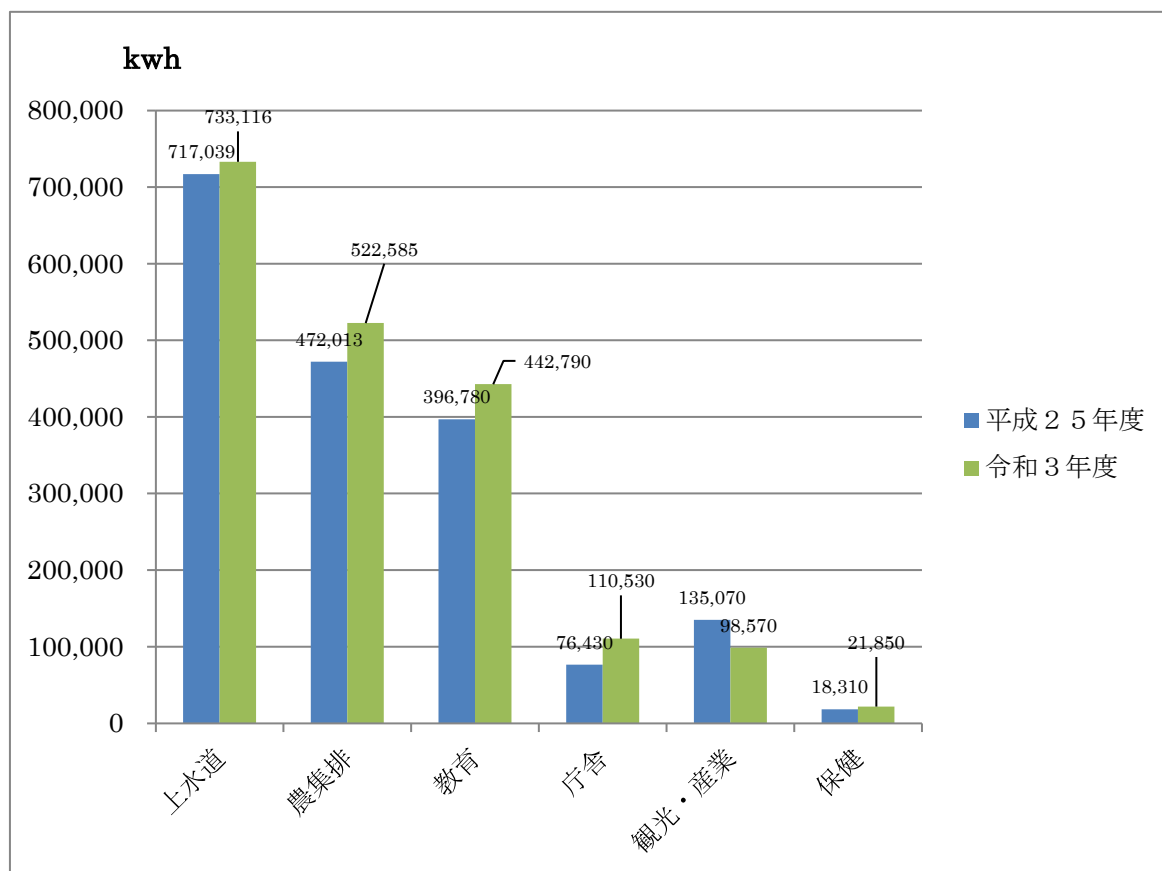


各課局別に、平成 25 年度（基準年度）と令和 3 年度を比較すると、各課局において温室効果ガスの削減が図れています。しかし、電気使用量は増加していることから、温室効果ガスの排出係数の変更によるものとなります。

多数の公共施設を保有している建設課及び企画調整課が山江村役場の 7 割近くを排出しています。

4 平成25年度及び令和3年度の施設別の電気使用量について

(図4)



施設別の電気使用量をみると、多くの施設において電力使用量の増加がみられます。

これは、施設の老朽化や令和2年7月豪雨等による消費電力及び使用電力の増加が考えられます。

また、山江村役場が排出する温室効果ガスは、電気使用分が90%を超えています。温室効果ガスを削減するためには、電気使用量の減少が必要であり、各施設において、省エネルギー製品の導入や施設の改修が必要です。

第3章 計画の目標

1 温室効果ガスの削減目標

パリ協定の枠組みを受けて、日本でも中長期的として、2030年度の温室効果ガスの排出を2013（平成25）年度の水準から26%削減することが目標として定められました。本村においても、国の中長期目標を達成するため、2013（平成25）年度を基準年度とし、計画期間の最終年度である2027（令和9）年度の二酸化炭素排出量を、基準年度から15%削減することを目指します。

また、計画期間において目標値の変更が必要な場合は随時目標値を見直します。

区分	基準年度排出量 2013年度 (平成25年度)	令和3年度	削減目標	目標年度排出量 2027年度 (令和9年度)
二酸化炭素 (CO ₂)	1,163.7 t-CO ₂	999.2 t-CO ₂	15%	989.1 t-CO ₂

第4章 目標達成に向けた具体的な取り組み

1 電気使用量の削減

- (1) 業務上、やむを得ない場合を除き、始業前、昼休みの消灯や時間外の不必要箇所の消灯を行います。
- (2) 退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認します。
- (3) OA機器等の電源をこまめに切るように努めます。
- (4) 省電力モードやパソコンの自動電源接続機能を活用します。
- (5) 庁舎内の冷房温度や暖房温度は、一括して管理し、空調設備の運転時間の短縮を心がけます。
- (6) 夏季には、グリーンカーテン等を活用し、暑さ対策を実施します。
- (7) 冷暖房中の出入り口の開放禁止を徹底します。
- (8) クールビズ・ウォームビズに取り組みます。

2 燃料使用量の削減

- (1) 公用車だけでなく私用車についても、運転中の急発進や急加速をしないように徹底します。
- (2) 車から離れる際は、エンジンを停止し、無駄なアイドリングは控えます。
- (3) 車両を適正に管理し、排気ガスの削減に努めます。
- (4) 車両更新（買い替え等）時には、エコカーや燃費優良車へ更新します。

3 ガス使用量の削減

- (1) 湯沸しは必要な量を行いガスコンロの適切な使用を徹底します。
- (2) 元栓の適正な管理を徹底します。

4 水道使用量の削減

- (1) 適正な流水量を心がけます。
- (2) 食器洗浄や手洗い等で、水を流しっぱなしにしません。
- (3) マイボトルを持参します。
- (4) 洗車時のバケツの使用などを心がけます。

5 紙類使用量の削減

- (1) ミスコピー、ミスプリントの防止を図ります。
- (2) 両面コピー、両面印刷をします。
- (3) 全庁的にペーパーレス化を図ります。

- (4) デジタル保存を推進します。
- (5) 個人情報等の機密情報が記載されていない書類については、資源ごみで出します。

6 環境配慮型製品の購入

- (1) 省エネ性能の高い機器を購入します。
- (2) 再利用、再生利用が可能な製品、長期使用が可能な製品を購入します。
- (3) リサイクルの仕組みが確立している商品を購入します。

7 施設設備の改善等

- (1) 施設の新築、改築等を行う際は、環境に配慮した工法及び設備を設置し、適正な管理に努めます。
- (2) 公共施設の全照明等のLED化を目指します。

8 循環型社会形成の取組み

- (1) 資源を有効活用した地域資源利活用の仕組みを検討し、導入を目指します。

①太陽光

太陽光事業について調査及び協議し、導入について検討します。

【具体的な取り組み内容】

- 太陽光発電設備の調査検討・導入支援・事業実施

②中小水力

中小水力事業について調査及び協議し、導入について検討します。

【具体的な取り組み内容】

- 中小水力発電の調査検討・事業実施

③バイオマス

バイオマス事業について調査及び協議し、導入について検討します。

【具体的な取り組み内容】

- 畜産排泄物等を活用したバイオマス発電発熱の調査検討・事業実施

- 木質バイオマスを活用したバイオマス発電発熱の調査検討・事業実施

- 木質バイオマス燃料の産業化（生産流通体制の構築）

- (2) 森林の適正な保全活動を図ります。

- (3) 環境保全型農林業の導入に努めます。

第5章 計画の推進

1 推進体制

山江村地球温暖化対策実行計画推進会議設置要項に基づき、全庁的な取り組みを推進します。

2 実態把握

実態の把握については、各課局が、使用量（電気・燃料等）に応じて、年度ごとにまとめ、事務局に報告します。

事務局は、報告された情報を整理し、管理します。

3 職員に対する意識の醸成

本計画に掲げられた取り組みを推進するため、研修会の開催や地球温暖化防止に関する情報の提供を実施します。

4 計画の見直し

PDCA サイクルにより計画を推進し、継続的な改善を図ります。

5 公表

本計画に基づくエネルギー使用量、温室効果ガス排出量、施策の実施状況については、山江村ホームページにて、毎年公表します。

別紙「排出係数」

温室効果ガス排出係数（CO₂換算）

分類	排出係数
ガソリン	0.0183
灯油	0.0185
軽油	0.0187
LPガス	0.0161
電気（H29）	0.483
電気（H25）	0.599
電気（R03）	0.479